

工場立地法届出企業の皆さん、
敷地の有効活用にお役立てください！



工場立地法に係る

緑地面積等を緩和しました！！

工場立地法では工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう目的に、一定規模以上の工場等（※）について緑地面積等の敷地面積に対する割合がそれぞれ定められています。

国東市では、平成31年3月28日から、企業の方が設備投資しやすい環境整備の一環として国の定める範囲内で、緑地面積率等の緩和を行いました。

※敷地面積9,000m²以上又は建築面積3,000m²以上の規模に該当する製造業等

緩和の内容

国の定める範囲内で
最大の緩和です！

区分	準工業地域	工業地域 工業専用地域	用途地域の 定めのない地域
緑地面積率	20%以上 →10%以上	20%以上 →5%以上	20%以上 →5%以上
環境施設面積率	25%以上 →15%以上	25%以上 →10%以上	25%以上 →10%以上
重複緑地の 緑地面積参入率	25%以下→50%以下 (重複緑地の面積を緑地面積として参入できる割合)		

- ・環境施設：緑地及び周辺地域の生活環境の保持に寄与するもの（噴水、運動場等）
- ・重複緑地：緑地と緑地以外の施設が重複する部分（屋上緑地、壁面緑化等）

★国東市内は国東町の一部地域を除き『用途地域の定めのない地域』です。

●お問い合わせ先●

国東市役所 観光・地域産業創造課 産業創出係

〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川149 Tel: 0978-72-5183

